

## 科学研究費助成事業の運営・管理に係る責任体制について

姫路獨協大学は、科学研究費補事業の管理・運営を適正に行うため、その不正防止に関して権限と責任の範囲を明確にし公表します。

<b>最高管理責任者</b>	<b>学 長</b>	
(姫路獨協大学における科学研究費補助金の使用に関する取扱規程 第4条)		
・機関全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う。		
<b>統括管理責任者</b>	<b>副学長、事務局長</b>	
(同上規程 第5条)		
最高管理責任者を補佐し、科研費の実質的な運営・管理を統括するため、統括管理責任者を置く。		
<b>コンプライアンス推進責任者</b>	<b>各学部長等（研究科長）、事務担当部局の長</b>	
(同上規程 第6条)		
・各学部長等（研究科長）は、所属学部（研究科）の長として、研究者に対し、適正な運営・管理を行うよう指導する。		
・事務担当部局の長は、科研費の実質的な業務について、運営・管理を行う。		
人間社会学群長 医療保健学部長 薬学部長 看護学部長	経済情報研究科長 総務部長 教務部事務部長	
<b>事務担当窓口</b>	総務課 079-223-9188内線 (2265)	経理課 079-223-6595内線 (2271)
(同上規程 第7条)		
・総括窓口は総務課とし、科研費の申請等に関する事務を担当する。		
・経理事務窓口は経理課とし、科研費の執行及び管理等に関する事務を担当する。		